

想いをしっかりと届けたい

「相続」を北陸銀行がサポートします

北陸銀行では相続にそなえる以下の商品を取りそろえております。

遺言代用信託

～安心をそなえる～

お客さまから金銭の信託を受け、相続発生時に特定の方に財産をお渡しする商品です。

こんなご要望にお応えします

家族がすぐに使える
お金の準備をしたい

- ご葬儀やご家族の生活に関わる費用等の資金を準備することができます
- 簡単なお手続きでお受け取りいただくことができます

財産の受取人を
指定したい

- 最大5人まで受取人さまの指定が可能です
- 受取人さまは数点の書類のご提出のみでお受け取りが可能です

遺すお金を
安心して届けたい

- 元本保証の金銭信託です
- 本信託は預金保険制度の対象です ※
※本信託は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して、受益者1人あたり元本1,000万円までが保護されます。(全額保護の対象ではありません。)ただし、信託の収益金は預金保険の対象ではありません。

★ご契約にあたっては信託報酬などの費用が必要となります。★原則、中途解約できません。

暦年贈与型信託

～想いをしっかりと届けたい～

ご家族への生前贈与を毎年、確実・簡単に行うことができる商品です。

こんなお悩みにお応えします

毎年忘れずに贈与したい

- 毎年、当行が贈与のご意向をお伺いしますので、確実に贈与することができます
- 贈与の意思表示は簡単な書類のご返送で行っていただくことが可能です

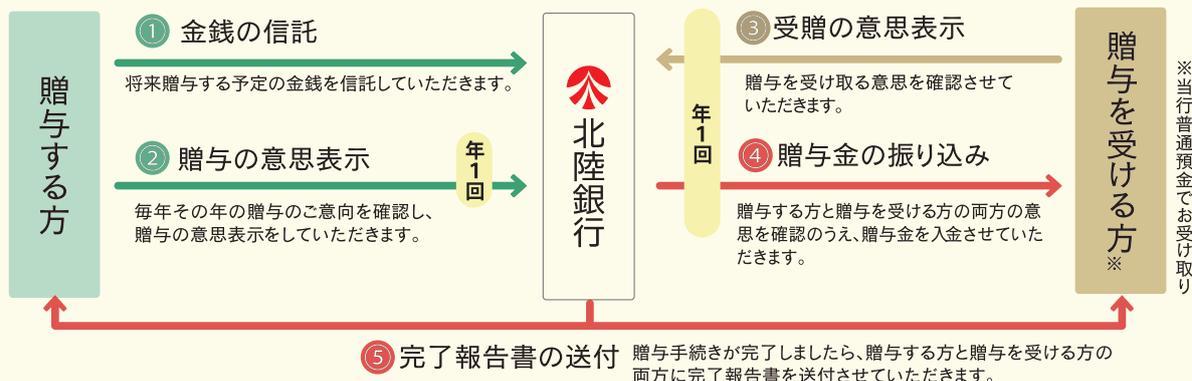
毎年、贈与契約書を作るのは面倒…

- 複数の方に贈与する場合でも贈与記録(完了報告書)が残るので、安心です

贈与手続きはややこしそう…

- お客さまのご指定どおりの贈与手続きを当行がお手伝いします
- 贈与契約書の作成や贈与金の振込等の面倒な手続は不要です
- 贈与の際の振込手数料は無料です
- 贈与を受ける方を3親等以内のご親族さまから最大9名までご指定いただけます

暦年贈与型信託のながれ



★ご契約にあたっては信託報酬などの費用が必要となります。★本信託は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して、受益者1人あたり元本1,000万円までが保護されます。(全額保護の対象ではありません。)ただし、信託の収益金は預金保険の対象ではありません。
★原則、中途解約できません。

裏面もご覧ください →

遺言信託

～大切なご家族への思いやり～

ご遺言書の作成から保管、将来発生する相続のお手続きまでトータルでサポートするサービスです。

こんなご要望にお応えします

☑ 相続財産の分割を指定したい

- どなたが、どの財産を、どのくらいの割合で受け継ぐかをあらかじめご指定できます

☑ 円滑な遺産分割ができるようそなえてあげたい

- 遺言書があれば相続人さま全員の合意が必要な遺産分割協議が不要になり、財産分割もスムーズになります

☑ 法定相続割合とは異なる財産配分も考えたい

- 法定相続人でないお孫さま、知人の方等にも財産を遺したい…という方に

☑ 家族の相続手続きの負担を減らしてあげたい

- 遺産分割協議で苦勞させたくない
- 煩雑な相続手続きを軽減してあげたい…という方に

遺言信託のながれ



遺言信託手数料

(消費税込)

	プラン 80	プラン 30
[遺言書作成時] 基本手数料	880,000円	330,000円
[遺言書保管中] 遺言管理料	年間 6,600円	
[遺言書変更時] 変更手数料	55,000円 (1回あたり)	
[遺言執行時] 遺言執行報酬 ☆1	0.33～1.10% (金額に応じて)	0.33～1.87% (金額に応じて)
遺言執行報酬(最低報酬額) ☆2	330,000円	1,100,000円

※詳しい手数料につきましてはパンフレット、ホームページに記載しております。実際の金額などについてはご相談時に担当者へご確認ください。(必要に応じて専門家への費用・報酬や書類の発行費用などが別途必要となります)

☆1:相続財産評価額に対する料率 ☆2:報酬率により算出した執行報酬額に関わらず、遺言執行報酬の最低報酬額は上記の金額となります。



公益財団法人
南砺幸せ未来基金
Nanto Local Fund

社会貢献のために、遺言による寄付も可能です。

当行は寄付先の候補として、公益財団法人南砺幸せ未来基金と提携しております。

- ・ご相談は無料ですが、各商品をご利用いただく際に手数料や信託報酬が必要となります。
- ・財産の相続や贈与に関しては税金の申告・納付が必要となる場合がございます。
- ・本資料は北陸銀行がお客さまに信託商品の内容を知っていただくために作成したもので、一部をご紹介しますものです。詳しくは担当者へご確認ください。
- ・一部業務にあたっては必要に応じて専門家をご紹介する場合がございます。

(2022年4月現在)